

○練馬区民の安全と安心を推進する条例

平成16年12月13日

条例第54号

改正 平成19年12月17日条例第68号

平成24年10月15日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における防犯、防火その他の生活の安全を確保するための取組について、区、区民、事業者等の責務を明らかにするとともに、相互の連携および協力の下に生活の安全に配慮したまちづくりを推進するため、別に定めのある場合を除くほか、必要な事項を定めることにより、すべての区民が安全に、かつ、安心して生活することができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、区内に存する事務所もしくは事業所に勤務し、区内に存する学校に在学し、または区内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体および個人をいう。
- (3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の行政機関をいう。
- (4) 関係団体 区内の町会、自治会、商店会、消防団、防犯協会、防火防災協会その他の団体をいう。
- (5) 土地建物等管理者 区内に存する土地、建物およびこれらに付属する工作物等を所有し、占有し、または管理している者をいう。
- (6) 学校等 区内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。））、同法第124条に規定する専修学校の高等課程および同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うものを

いう。)ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第34条の8の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う施設およびこれらに類する施設として練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。

(平19条例68・平24条例43・一部改正)

(区の責務)

第3条 区は、第1条に掲げる目的を達成するため、つぎに掲げる施策を総合的に実施する責務を有する。

- (1) 生活の安全に関する意識の啓発
- (2) 生活の安全に関する区民等による自主的な活動の支援
- (3) 生活の安全に関する情報の収集および区民等への提供
- (4) 安全で安心な地域社会を形成するための環境の整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策

2 区は、前項の施策を実施するに当たって、関係行政機関、関係団体等との連絡調整を緊密に行い、地域の実情に即した密接な連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、生活の安全に関する意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、つぎに掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 生活の安全に関する自主的な活動の推進
- (2) 地域で行う生活の安全に関する活動への協力

2 区民等は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、区民等の生活の安全について理解を深め、事業活動等に当たって区民等の生活の安全に資するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 事業者は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、生活の安全に関して必要な情報を、区民等へ提供するよう努めるものとする。

2 関係行政機関は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物等管理者の責務)

第7条 土地建物等管理者は、土地、建物およびこれらに付属する工作物等に係る安全な環境の確保に努めるものとする。

2 土地建物等管理者は、生活の安全に関し、区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯・防火設備の整備等)

第8条 区は、防犯および防火に係る設備の整備を促進しなければならない。

2 共同住宅、大規模店舗その他の不特定多数の者が利用する建築物を新築し、または改築しようとする者は、当該建築物の設計において防犯に配慮するよう努めるとともに、防犯に係る設備を整備するよう努めるものとし、必要に応じてその所在地を管轄する警察署の助言を求めるものとする。

3 住宅の所有者または管理者は、当該住宅に住宅用火災警報器等の防火に係る設備を整備するよう努めるものとし、必要に応じてその所在地を管轄する消防署の助言を求めるものとする。

4 不特定多数の者が出入りする場所に防犯カメラ（防犯を目的とした撮影装置をいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、区長が別に定める防犯カメラに関する指針の内容に基づき、その設置および運用に努めるものとする。

(空き家または空き地の管理)

第9条 区長は、空き家または空き地の管理状態が防犯または防火上支障があると認められるときは、その所在地を管轄する警察署長または消防署長と協議のうち、当該空き家または空き地の所有者または管理者に対し、必要な改善を行うよう指導することができる。

(学校等における児童等の安全の確保)

第10条 学校等の管理者は、区、その所在地を管轄する警察署および消防署、関係団体、地域住民、児童等の保護者等と協力し、当該学校等の施設および通学

路等における安全対策を推進し、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

2 区は、前項の安全対策の推進のため必要な施策を行うとともに、児童等の緊急避難所の整備等地域における児童等の安全対策に関する活動に対し積極的に支援を行うものとする。

3 区は、区立の学校等以外の学校等を設置し、または管理する者に対し、当該学校等における安全対策の実施について、必要な情報の提供等を行わなければならない。

(学校等における安全教育の推進)

第11条 学校等の管理者は、当該学校等の職員および児童等に対し、防犯および防火、交通安全、非行防止、薬物乱用防止等に関する教育（以下「安全教育」という。）を推進するよう努めるものとする。

2 区は、前項の安全教育に関し、必要な支援を行わなければならない。

(援護を要する者への配慮)

第12条 区は、この条例に基づく施策の実施に当たり、高齢者、障害者その他の援護を要する者の安全の確保に特に配慮しなければならない。

(区施設の管理)

第13条 区は、その設置し、または管理する施設について、防犯、防火等安全の確保のため必要な対策を講じ、他の模範とならなければならない。

(情報の共有)

第14条 区は、関係行政機関と協力し、区および区に隣接する地域における生活の安全に関する情報を積極的に収集し、区民等と共有するものとする。

(練馬区安全・安心協議会)

第15条 区、区民等、関係行政機関、関係団体等が一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、練馬区安全・安心協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じてつぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項

(2) 前号に掲げるもののほか、安全に安心して暮らせるまちづくりに関する必

要事項

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区)

第16条 区民、関係団体等は、地域において自主的かつ積極的に、安全に安心して暮らせるまちづくりに関する活動を実施している場合は、規則で定めるところにより申請し、当該活動地域を安全に安心して暮らせるまちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として区長の認定を受けることができる。

- 2 区長は、前項の規定により認定した推進地区において活動する区民、関係団体等が活動しやすい環境を整備するため、重点的に支援を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年12月条例第68号)

この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成19年12月規則第135号で、平成19年12月26日から施行)

付 則 (平成24年10月条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。